

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

■ 基準IVの自己点検・評価の概要

学校法人愛知産業大学（以下「本法人」という。）の管理運営体制は「学校法人愛知産業大学寄附行為」及び「学校法人愛知産業大学組織規程」等に定められている。

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的として定め、この目的を達成するために愛知産業大学短期大学を設置し、役員がこれを運営している。本法人の管理運営は、「学校法人愛知産業大学寄附行為」に基づき選任された理事11名及び監事2名によって行われている。理事のうち1名は理事長とし理事総数の過半数により選任する。理事長の任期は通算8年を越えないものとする。なお、評議員のうち3名の理事は評議員会の選任による。また、学長は理事に就任することとなっている。

理事会は理事長を含む理事11人で組織され、理事長のリーダーシップのもとで適切に機能している。理事会は本法人の予算・決算、重要諸規則の改廃等、学校法人としての業務を決するときに理事会を招集・開催し、決議を行っている。さらに、毎年度の事業計画や予算、決算等、あらかじめ評議員会の意見を聞く必要のある事項については、理事会の前に評議員会を招集・開催している。評議員は「学校法人愛知産業大学寄附行為」第22条において23名が就任している。

また、大学は公的機関として、安全性・継続性・公共性・信頼性・自主性・自立性において、その責務と役割を担っている。その責務と役割を全うするためには、私立学校法、学校教育法等の法令を遵守し、ガバナンスを強化する必要がある。ガバナンスの強化のため、監事は、毎回の理事会・評議員会に出席し、業務・会計全般にわたる監査機能を担っている。

理事会・評議員会には、教員組織及び事務組織から選任された理事・評議員も出席しており、教学・事務部門からの意見も反映され、また理事会・評議員会の審議・決議事項は遅滞なく学内に伝達され、実務運営に反映される体制が整備され機能している。

【テーマ】

基準IV-A 理事長のリーダーシップ

【区分】

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

■ 基準IV-A-1の自己点検・評価

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本法人は新しい時代を展望して、教育・研究活動のさらなる活性化のために、管理部門と教学部門の意思疎通の徹底等、組織構成員の意識改革を図っていく。また、学内組織のより密接な連携を図るとともに、既存組織の見直しを行うなど、より効率的な管理運営体制を構築するよう努めている。社会・経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、安定した学校経営を行うため、意思決定機関としての理事会機能を充実させるとともに、監事の職務権限を機能させ、学校法人運営のリーダーシップ及びガバナンスの充実を図る。

「学校法人愛知産業大学寄附行為」第11条には「理事長の職務」として「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」とある。理事長は理事会を招集・開催し、議長として理事会を取りまとめている。また、理事長は評議員でもあり、評議員会の意見を

聞きながら、リーダーシップを発揮し、学校法人の適切な運営を行っている。なお、本学では毎月1回（木曜日）、教職員全員による「全体会」を開催し、学長が理事長を代弁し、管理部門、教学部門、事務部門や各種委員会からの伝達事項や報告事項を周知する。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

理事長は、理事会・評議員会の本法人及び設置する学校の運営において十分にそのリーダーシップを発揮しているが、今後は、引き続き全体会での講話や、直接的な指示を通じて、大学運営に対してさらに力強いリーダーシップを発揮し、周知徹底を図ることが必要である。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事長である小倉紀彦は、昭和34年に名古屋大学卒業後司法修習生を拝命し昭和42年に名古屋弁護士会に登録。昭和59年名古屋家庭裁判所調停委員を歴任し、昭和60年本法人理事に就任し平成20年理事長に就任した。（表IV-1：理事長の経歴）。

理事長は、本法人の建学の精神である「豊かな知性と誠実な心を持ち社会に貢献できる人材を育成する」を理解しその教育目標を実践し、学園の発展に寄与できる者である。また、「学校法人愛知産業大学寄附行為」第11条には「理事長の職務」として「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」とある。理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。さらに理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

資産運用については、「学校法人愛知産業大学資産運用規程」として整備されている。第4条において、運用は毎会計年度ごとに策定する資産運用基本方針に基づいて、理事長が業務を実施している。会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人愛知産業大学経理規程」に準拠し迅速かつ正確な処理を行っている。また、公認会計士による監査と監事による監査を従来から行っており、会計処理の水準は十分保たれている。

表IV-1：理事長の経歴

学 歴	
昭和32年4月	名古屋大学法学部入学
昭和36年3月	名古屋大学法学部卒業
職 歴	
昭和36年4月	(株)三菱銀行 入社 (至昭和39年3月)
昭和39年4月	司法修習生拝命 (昭和41年3月)
昭和41年4月	(株)三菱銀行 入社 (至昭和42年4月)
昭和42年6月	名古屋弁護士会に弁護士登録 (現在に至る)
昭和45年12月	長浜合板(株)代表取締役就任 (至昭和57年3月)
昭和47年8月	学校法人糸菊学園理事就任 (平成19年5月)
昭和55年2月	学校法人名古屋自由学園理事就任 (現在に至る)
昭和59年4月	名古屋家庭裁判所調停委員就任 (至平成22年3月)
昭和60年12月	学校法人愛知産業大学理事・評議員就任 (現在に至る)

平成元年10月	春日井市公平委員会委員就任（至平成21年9月）
平成9年1月	名古屋市家庭裁判所参与就任（現在に至る）
平成20年10月	学校法人愛知産業大学理事長就任（現在に至る）

（2）理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している

理事長は、私立学校法第37条及び本学校法人寄附行為11条に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定されており、学校法人の運営にあたっては、「建学の精神」、「教育目的」を理解し、学園の発展に寄与できるようリーダーシップを発揮している。

理事長は、理事会を招集・開催し、議長を務めており、監事出席のもと予算、決算をはじめ本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。平成27度は7回の理事会を招集・開催している（表IV-2：理事会の開催状況）。また、理事会は第三者評価に対する役割を果たす責任を負っている。さらに、理事会は設置する学校の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、学校運営に関する法的な責任があることを認識している。理事長は、定期的に「理事会便り」を発刊し、財務関係をはじめとする情報公開を積極的に行うよう指導力を発揮している。理事長は学校法人の運営及び設置する学校の運営に必要な規程の整備を鋭意指示している。

表IV-2：理事会の開催状況

開催日	理事の 出席者数/定員	監事の 出席者数/定員	主な審議事項
第一回 平成27年5月25日	11/11	2/2	26年度事業報告、 26年度収支決算他 8号議案
第二回 平成27年7月13日	11/11	2/2	新年度入学者およ び本年度退学者数 値目標他5号議案
第三回 平成27年9月28日	11/11	2/2	28年度予算編成方 針、特定個人情報 取扱規程制定他11 号議案、
第四回 平成27年12月21日	11/11	2/2	学園本部地震防災 計画一部改正他3 号議案
第五回 平成27年12月21日	11/11	2/2	給与規程一部改 正、専任教員の賞 与支給基準内規一 部改正他7号議案

第六回 平成28年2月24日	11/11	2/2	短大通信教育部学科長選任他13号議案
第七回 平成28年3月24日	11/11	2/2	寄付行為第22条1号評議員7名の後任候補の推薦他15号議案

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている

理事は、私立学校法第38条の規定及び本法人の寄付行為第5条の定めにより、定員を11名と定め、現在11名配置し理事会を構成している。いずれの理事も学校法人の「建学の精神」、「教育目的」を理解し、本法人の健全な経営について学識及び見識を有している。学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。理事については第5条「理事の選任」、監事については第6条「監事の選任」についてそれぞれ規定されており、理事の定数は11名、監事の定数は2名と定められている。

表IV-3：寄附行為第5条

<p>第5条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 11人</p> <p>(2) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>3 理事長の在任期間は、通算して8年を超えないものとする。</p>
--

理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事の任期は通算8年と定められている。（「学校法人愛知産業大学寄附行為」第5条役員の任期）

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

理事は、私立学校法第38条の規定及び本法人の寄付行為第5条の定めにより、定員を11名と定め、現在11名配置し理事会を構成している。いずれの理事も本法人の「建学の精神」、「教育目的」を理解し、本法人の健全な経営について学識及び見識を有している。学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。理事については第5条「理事の選任」、監事については第6条「監事の選任」についてそれぞれ規定されており、理事の定数は11名、監事の定数は2名と定められている。

理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事の任期は通算8年と定められている。（「学校法人愛知産業大学寄附行為」第5条役員の任期）

[テーマ]

■ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

愛知産業大学短期大学の目的を達成するために、「学校法人愛知産業大学寄附行為」の定めに基づき選任された理事11名、監事2名、評議員23名により学校法人及び学校法人が設置する学校の管理運営が行われている。理事会及び評議員会には、教員組織及び事務組織からも理事・評議員として参加しており、教学・事務部門からの意見も反映され、また、理事会・評議員会の審議・可決事項は、遅滞なく学内に伝達するような仕組みとなっており、適切に機能している。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

[区分]

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では教授会規程第3条に基づき、学長が教授会を招集し自ら議長となり、係る重要な事項を審議している。学習成果を獲得するために教学の最高意思決定機関として、全専任教員（教授・准教授・講師・オブザーバー）で構成する教授会を設置している。教授会は毎月1回、議長である学長の招集により開催し、①教育課程の編成に関すること、②入学、退学、転入学、休学、停学、復学、進級及び卒業等に関すること、③評価・試験に関すること、④学生の賞罰に関すること、⑤教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること、⑥ファカルティ・ディベロップメント、研修等に関すること、⑦その他学長の諮問すること、等の事項を審議している。教授会の下には、各種委員会があり、「建学の精神を踏まえて、教育研究の質の向上を図り、課題探求能力の育成と責任ある授業運営により学生の卒業時の質を確保し、また、研究の高度化、地域への貢献に努め、大学の社会的責任を全うすることを使命」とし、教授会より委嘱された事項について、具体的・専門的な観点により審議・検討し、実行している。

本学学長である堀越哲美は、本学の建学の精神である「豊かな知性と誠実な心を持ち社会に貢献できる人材を育成する」を実践している。学長は教育者として人格高潔で学識に優れていることが認められるところであるが、研究者としても平成元年に日本建築学会奨励賞、平成5年に日本建築学会賞、平成17年にJCDデザインアワード2007銀賞、平成18年には日本サインデザイン協会第42回SDA賞を受賞された。また学長は本学ホームページに「ひとり自由に学ぶということ、それも一つの学びです。そして、何を学ぶかということも自分自身で決めることになるでしょう。その場合、ひとりでの学習や研究は迷いが生じたり、気力の維持が難しい場合もあります。しかし、通信教育を利用した学びでは、そのようなことにならないように、一人ひとりが目標点を持ち、そのプロセスも安心できるように考えられ提供されていることに大きな特徴があります。学ぶ学生の皆さんと教員との間のコミュニケーションが円滑に行われるような仕組みがつくられ、教職員の方々のサポートがえられます。そこでは、自分のペースで、時間を有効に活用して学

ぶこと、生涯の中での継続した学びとして位置づけることや資格の修得について特化して集中的に学ぶことなど、学生の皆さんの多様な目標にも対応できることが重要と考えています。自ら学び、レポートをきずなどとして繋がり、スクーリングでは学ぶ仲間達、教職員との交流の場として有効に利用して頂きたいと思います。ひとりであっても共有して学ぶことができるのです。これから通信教育で学びたい皆さんには、じっくり、しっかり、時には早く、自立して学ぶ場として活用して頂き、自らたてた目標の達成をして頂きたいと希望しています。通信教育を利用し、思う存分学んで頂きたいと思います。」と述べているように通信教育についての造詣も深い。

表IV-4：学長の経歴

学 歴	
昭和48年 3月	北海道大学工学部衛生工学科卒業
昭和50年 3月	東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻修士課程修了
昭和53年 3月	東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻博士課程修了工学博士
職 歴	
昭和53年 4月	日本国有鉄道職員（至平成56年4月）
昭和60年 4月	大阪市立大学生活科学部講師（至昭和63年 2月）
昭和63年 3月	名古屋工業大学工学部助教授（至平成3年 5月）
平成 3年 6月	名古屋工業大学工学部教授（至平成9年 3月）
平成 9年 4月	名古屋工業大学大学院理工学研究科教授（至平成20年3月）
平成12年 4月	名古屋工業大学副学長（至平成15年 9月）
平成15年 4月	名古屋工業大学大学院理工学研究科教授
平成20年 4月	名古屋工業大学大学院理工学研究科社会工学専攻博士後期課程教授 （至平成26年3月）
平成26年 4月	愛知産業大学学長・造詣学部建築学科教授、愛知産業大学短期大学学長 就任（現在に至る）

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特になし。

[テーマ]

■ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長は教授会を審議機関として適切に運営しており、教授会規程第 3 条に基づき、学長が教授会を招集し自ら議長となり、係る重要な事項を審議している。学習成果を獲得するために教学の最高意思決定機関として、機能している。また、審議についての議事は議事録として整備し保冊しており、①教育課程の編成に関する事、②入学、退学、転入学、休学、停学、復学、進級及び卒業等に関する事、③評価・試験に関する事、④学生の賞罰に関する事、⑤教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関する事、⑥ファカルティ・ディベロップメント、研修等に関する事、⑦その他学長の諮問する事、等の事項について整備している。学長をトップに今後さらなる、課題探求能力の育成と責任ある授

業運営により学生の卒業時の質を確保し、また、研究の高度化、地域への貢献に努め、大学の社会的責任を全うすることを使命とし、教授会より委嘱された事項について、具体的・専門的な観点により審議・検討し、実行していきたい。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

[区分] 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学校法人には、「学校法人愛知産業大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）」（第5条役員）の定めにより、監事2名が選任されている。監事は、私立学校法第37条及び寄附行為第5条（監事の職務）に基づき、毎回の理事会・評議員会に出席するとともに、学校法人の業務と財産の状況について、理事会及び評議員会の議事録、総勘定元帳等の会計帳簿及び契約書等の証拠書類の確認と必要に応じた学校法人の各関係者と意見交換を行い、その状況について適宜理事会で意見報告を行っている。また、本学校法人では、監査法人による外部監査を毎年度実施しており、監事はその監査結果を踏まえて、当該会計年度終了後2か月以内に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており、監事の業務は適切に行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特になし。

[区分]

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員会は、理事定数（11名）と23名の評議員で組織している。理事長は、私立学校法第42条及び寄附行為に定める事項、特に予算、借入金、事業計画、寄付行為の変更等については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととなっており、評議員会が諮問機関としての責務を果たしている。通常、評議員会は理事会が開催される当日に開催され、議題に関しての意見交換が行われる。平成27年度は4回開催する等、規定に従い適切に運営されている。

表IV-5：評議員会の開催状況

開催日	評議員の 出席者数/定 員	監事の 出席者数/定 員	主な審議事項
第一回 平成27年5月25 日	23/23	2/2	任期満了に伴う監事2名の選任の同意について

第二回 平成27年9月28日	23/23	2/2	姉妹校学則変更について他3号議案
第三回 平成27年12月21日	23/23	2/2	姉妹校校舎学則変更について他2号議案
第四回 平成28年3月24日	23/23	2/2	評議員7名の任期満了に伴う後任評議員7名の選任について他2号議案

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会は評議員数が多いが、全員出席している。課題は、より実質的に機能するように注視していくことである。

[区分]

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

■ **基準IV-C-3 の自己点検・評価**

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

愛知産業大学短期大学は昭和61年4月に開学した大学であり、平成6年4月に通信教育部を併設してからしばらくは学生数の受け入れも順調であったが、18歳人口の減少にともない平成18年に通学課程の募集を停止し通信教育部のみの現在の形になった。本法人は慢性的な学生減少に歯止めをすべく平成22年、中・長期計画を策定した。具体的には学長を議長とした将来計画委員会にて数値目標を定めた。特に入学者数、退学者数に関してはKPI (Key Performance Indicator) を策定し、毎年度の事業計画と予算を、関係部門と協議し、理事会の決定した事業計画に基づき、年度予算を適正に執行するようにした。日常的な出納業務を円滑に実施し、その結果としての計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示しており、公認会計士の監査意見についても適切に対応している。資産及び資金は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全、かつ適正に管理運営が行われている。予算の執行状況や財務状況等については、経理責任者から理事長へ随時報告が行われている。

財務情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、毎会計年度終了後2か月以内に決算報告として、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、理事会への提出・承認後、評議員会への報告を経て、「理事会便り」に掲載している。さらに教育情報も含めて本法人ホームページ上にも公表している。なお、本学は学校債の発行は行っていない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本法人の中・長期計画については、関係部門の意向を集約し、策定されたものが、事業計画の中で、適正かつ円滑に実施、運営実施されているかどうかを見ていく必要がある。

[テーマ]

■ **基準IV-C ガバナンスの改善計画**

特になし。

■ 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

本法人は公的機関として、安全性・継続性・公共性・信頼性・自主性・自立性において、その責務と役割を担っている。その責務と役割を全うするためには、私立学校法、学校教育法等の法令を遵守し、ガバナンスを強化する必要がある。本法人はガバナンスを強化するために、監事2名は高度な知識を有する者を選任し、監事はその役割を認識し、業務を適切に遂行しているほか、予算の執行や財務管理等については公認会計士による監査も行っている。また、評議員会は、法令等に従って理事会の諮問機関としての役割を果たしており、学校法人及び学校法人の設置する学校において、ガバナンスを遵守した管理運営が行われている。

また、本法人は運営の透明性・遵法性・健全性を高めるために、内部監査機能の強化を図っている。この中には本学教員も参画し、本法人が設置する他種の学校教職員との相互交流をはじめ情報交換がされている。具体的には法務・財務のチェック機能を強化するため、こうした法務・財務の有資格者を雇用し内部監査機能を高めることによって、ミスや不正の未然防止や早期発見を行い、指摘を受けたような問題が再発しないよう学校法人運営の適正化を図っている。本法人は新しい時代を展望して、教育・研究活動のさらなる活性化のために、大学・短期大学との業務連携や、管理部門と教学部門との意思疎通の徹底等、組織構成員の意識改革を図っていく。また外部理事及び外部評議員は他の仕事もある中で、理事会及び評議員会に出席できるよう、優先的に日時を合わせて早めに日程の調整を行っている。

◇ 基準IVについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。